

資本的関係・人的関係調書

平成 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者

⑩

当社と資本的関係及び人的関係のある者は、次のとおり相違ありません。

※ 記載の対象は、**広島市建設工事入札参加資格者又は広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として認定されている者です。**

1 資本的関係に関する事項

① 会社法第2条第4号の規定による親会社

| | |
|--------|----------|
| 商号又は名称 | 〇〇建設株式会社 |
| | |

② 会社法第2条第3号の規定による子会社

| | |
|--------|------|
| 商号又は名称 | 該当なし |
| | |

③ ①に記載した親会社の他の子会社（自社を除く）

| | |
|--------|------|
| 商号又は名称 | 該当なし |
| | |

(注) 親会社は、持株会社等も記載の対象となります。

2 人的関係に関する事項

① 役員の内兼任の状況

| 当社の役員等 | | 兼任先及び兼任先での役職 | |
|--------|-------|-----------------|-----|
| 役職 | 氏名 | 商号又は名称 | 役職 |
| 代表取締役 | 〇〇 〇〇 | △△建設コンサルタント株式会社 | 取締役 |
| | | | |
| | | | |

② 役員が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社

| 当社の役員等 | | 夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社及び役職等 | |
|--------|----|--------------------------|--------|
| 役職 | 氏名 | 商号又は名称 | 役職及び続柄 |
| 該当なし | | | |
| | | | |

- * 親会社とは、会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。
- * 子会社とは、会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。
- * 役員とは、次の者をいう。

- ・ 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ・ 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）
- ・ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ・ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

※ 取締役には、非常勤を含む。

※ 監査役、会計参与、執行役員は該当しない。

- * 「夫婦」は法律上のものに限る。
- * 「親子」は、民法上の規定による実子のほか、養子及び特別養子の関係にあるものをいう。
- * 「兄弟姉妹」は、血縁関係にあるものをいい、姻族関係にあるもの（配偶者の兄弟姉妹）は含まない。

3 その他(1又は2と同視しうる関係があると認められる場合)

- ① 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社

| 商号又は名称 | 所在地 | 関係 |
|--------|-----|----|
| 該当なし | | |
| | | |

- ② 社員が他の会社の事務や営業にかかわっており入札の適正さが阻害されると認められる会社

| 商号又は名称 | 所在地 | 関係 |
|--------|-----|----|
| 該当なし | | |
| | | |

- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる会社

| 商号又は名称 | 所在地 | 関係 |
|--------|-----|----|
| 該当なし | | |
| | | |

※ (1)資本的关系及び(2)人的関係については、形式的に判断できる関係であるが、実質的にこれらと同視しうる入札の適正さが阻害される関係がある場合も、同一の入札へ参加することについては、公正な入札が阻害される恐れがあるため、実効ある競争の確保の観点から入札の参加を制限する。

したがって、同一入札の参加について入札価格や入札意思などを相談するなどの関係がある場合は同一入札への参加が制限される。

※ 記入欄がたりないときは、適宜記入欄を追加して用いること。なお、別紙となる場合は、左上をステープラーで綴じこみ、別紙にも記名、押印すること。

※ 該当のない事項については、その欄に「該当なし」と記載すること。